

指定催しの指定通知書

北消予 号
年 月 日

様

北見地区消防組合消防本部
消防長 ⑨

北見地区消防組合火災予防条例第 49 条の 2 第 3 項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	
催 し の 名 称	
催しの開催期間	

教 示

この指定に不服のある場合は、指定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に北見地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この指定については、指定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に北見地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において北見地区消防組合を代表とする者は北見地区消防組合管理者となる。）。

なお、この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に北見地区消防組合を被告として指定の取消しの訴えを提起することができる。